

# 法制審による再審法改悪に抗議し、議員立法による再審法改正の実現を求める声明

再審は、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための制度です。

しかし、袴田巖さんの場合は逮捕から無罪確定まで五八年かかっており、第一次再審請求から数えても四三年にもなるのです。無実を晴らすのにこんなに長期になってしまうのは現在の再審法に問題があるからで、これでは決して「救済」になりません。

袴田さんの事例を梃子にやつと再審法改正の気運が高まりました。昨年、超党派の議員連盟が改正案をまとめました。それが国会議員連盟案（議連案）です。しかし、これを追うように法相が法制審（法務省が選んだ学者や検察官等が主なメンバー）に諮問し「試案」が示されました。そもそも再審の当事者である検察が見直し議論に参加するのは公正・中立の観点からも立法の手続き上も大きな問題です。

ところで、見直しの最大の論点は「証拠開示」と「検察官抗告」です。先ず、「証拠開示」について議連案は幅広い開示を求めています。法制審案は限定的なものとなりました。検察官が異議申し立て可能な「検察官抗告」について、議連案は長期化の原因とも言えるこの抗告を禁止しました。ところが、法制審案は禁止には反対しています。更に、再審請求の審理開始の可否は提出された新証拠や書面だけで判断され（この段階では検察官が隠している証拠は不明です）、冤罪事件のほとんどが隠されていた証拠が鍵になりました）、理由がないとみなした場合、棄却を義務付ける規定を新設しています。

「証拠開示」も再審請求した段階からではなく、審理開始決定後とするなど、再審へのハードルが一層高くなるような内容となっています。

また、開示された証拠は「目的外使用」を罰則付きで禁止しています。どういふことかという、袴田さんの場合で言えば、無罪の決め手となった「五点の衣類」がねつ造であることを暴いたのは支援者のみなさまでした。支援者等に証拠を見せるのは「目的外使用」になり罰せられます。これが適用されていたなら、袴田さんの無罪判決はなかったかもしれません。結果的に、無実を証明するための弁護活動を大きく制限するものに他なりません。また、マスコミ報道にも影響を及ぼす可能性があります。

このように法制審案は再審の目的とは大きくかけ離れ、しかも再審の門を一層狭めるもので「改悪」としか言いようがありません。

今国会では、再審法改正の目的に沿った議連案を速やかに審議、可決するよう私たちは強く求めます。

再審法案の争点	議員立法による議連案	法制審の試案
不服申立て（検察官抗告）	検察官抗告の禁止	許容
再審における証拠開示	限定せず、広範	限定的、目的外使用の禁止
再審請求案の作成手続き	適正手続き	公正性、中立性に欠ける
証拠開示の時期	限定していない	（新設）審理開始決定後
審理開始が拒否された場合	同上	（新設）棄却の義務付け